

協議第13号

郡の区域の取扱いについて

郡の区域の取扱いについて提出する。

平成16年2月4日

矢部・清和・蘇陽合併協議会会長 甲斐利幸

郡の区域の取扱いについて（合併協定項目番号：6）

新町の郡の区域は、上益城郡とすることを県知事及び県議会に対し要望（請願）する。

平成16年2月4日確認

5. 郡の区域の取扱いについて

- 関係法令資料 -

地方自治法第259条

- 1 郡の区域をあらたに画し若しくはこれを廃止し、又は郡の区域若しくはその名称を変更しようとするときは、都道府県知事が、当該都道府県の議会の議決を経てこれを定め、総務大臣に届け出なければならない。
- 2 郡の区域内において市の設置があつたとき、又は郡の区域の境界にわたつて市町村の境界の変更があつたときは、郡の区域も、また、自ら変更する。
- 3 郡の区域の境界にわたつて町村が設置されたときは、その町村の属すべき郡の区域は、第1項の例によりこれを定める。
- 4 第1項乃至第3項の場合においては、総務大臣は、直ちにその旨を告示するとともに、これを国の関係行政機関の長に通知しなければならない。
第7条第7項の規定は、第1項又は前項の規定により郡の区域をあらたに画し、若しくはこれを廃止し、又は郡の区域を変更する場合にこれを準用する。
- 5 第1項乃至第3項の場合において必要な事項は、政令でこれを定める。